

趣旨説明 参加者自己紹介

第1テキスト~田中昌人 2003(10月)『障害のある人びとと創る人間教育』大月書店

背景 [印はアーカイブにあり]

- ・田中昌人, 障害あるすべての人びとと創る教育(上)(下), 前衛, 747・748, 2002(1)(2),
- ・田中昌人, 全国障害者問題研究会第37回大会記念講演 発達保障を民主主義の光に, 2003(8),
- ・記念講演特別資料『完成台本 療育記録映画 夜明け前の子どもたち(上映2時間)』

第1回=「表紙」「もくじ」「序 歴史的課題を前に」「奥付」

- もくじ

本文写真提供

段落1 21世紀を迎え 教育の個々の営み 多彩な努力 時代的な制約 貴重な成果

段落2 法の立場 目指している方向 制度全体 なお・いない 教育本来の営み なお前史時代

段落3 21世紀のおそくない時期 一人ひとりと全体としての発達を保障 真の歴史時代に移行 課題

段落1 教育の成果が実現していることが各人において説明できていく 重要な指標

段落2 まず 発達の原動力の生成・人格の発達の基礎の形成 把握・認識・組織化 教育的発達の源泉

段落3 すなわち・・・この教育の全過程について、当事者・保護者とも一緒に考えていく 科学的な説明

段落4 その努力が より科学的、人道的な教育 教育の過程における各種の方法 教育の内容

段落5 ただし 政治や経済 すべての人びとが民主主義の主人公 人権と発達が保障 発展の方向

段落1 障害のある場合の教育 より一層ていねいに営まれる 歴史時代の教育として現実のものに

段落2 それぞれと全体 ていねいにとらえ 特別なニーズ 全体が生涯にわたる科学的な人間教育

段落3 偽りの教育 双方を教育的に組織 かけがえのない民主主義の主人公たち 不可欠の参加者

段落1 特殊教育 権利としての障害児教育 「障害のある場合の人間教育」として力強い一歩を

段落2 双方 教育的に再構成 新しいグランドセオリー 発達保障の科学思想 真理の輝き 自由

1行あき

段落3 歴史的課題 過去と現在を深く学ぶ 現在を変革し未来をより正しく拓いていく必要

xi 段落1 20世紀がどうであったのかを学ぶ 21世紀に民主主義の主人公になっていく道を拓いていく

段落2 緒をつける試み 前半=大日本帝国憲法・教育勅語体制 後半=日本国憲法・教育基本法法制

段落3 前半~資本の蓄積・15年戦争 後半~高度経済成長・失われた15年 権力支配の変化 国民生活

段落4 人間の発達 障害のある場合の教育 障害の発生防止 誤った認識 制度上の差別や虐待

段落5 人間をとりもどしていくための主張 統治者によって無視、敵視

xii 段落1 変革する主体 自覚的に立ち上がり 大きなうねり 多くの教訓 1960年代から

段落2 民主主義擁護の運動は確実にその成果を増やしてきました

段落3 障害のある場合を含むすべての人びとが民主主義の主人公となっていく道=社会正義の道

段落4 本書 『前衛』・・・をもとに、本文の理解を深める・・・必要な資料や註 シリーズ全体の概要

xiii 段落1 第一・二部の第一・二章の註 法律、通達、宣言、条約、勸告などの資料を詳しく掲載

段落2 第一部 第25条、第26条を守り、実現させるたたかひの成果と引きつづく課題

段落3 第二部 次なる諸運動の相対的重点を・・・第27条、第28条を守り、実現させるたたかひ

段落4 本書の提起 各方面からの各種の吟味 憲法 規約 法律 運用 条件整備 実践 多くの幸せ

xiv 段落1 障害がある場合の表現 批判的な吟味 差別からの真の解放 適切な表現 新しい表現を試み

段落2 障害 障碍 子供 子ども それ以上の気持ちを込めて「障害」を現時点では「障がい」と記したい

段落3 1967年結成大会 被害者である被障害者 これまでひとまず「障害」と表現 今回は「障がい」

xv 段落1 障害のある場合の教育が特別なニーズと人間本来の発達要求に応える・・・総合的に人間教育

xvi 互いを分け隔てることは絶対にしてはならない 活発な議論 相協力 自由 発達保障労働

頁 2003年8月1日 全国障害者問題研究会第37回全国大会(滋賀)の開催を記念して

【資料~日本国憲法抜粋】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 / 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 / 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。 / 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。 / 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。